

# 子育てと暮らしを応援

4月からの消費税の引上げに伴う影響を考慮し、暫定的・臨時的な措置として、2つの給付金が支給されます。受給できるのは、どちらか一つの給付金です。

## 臨時福祉給付金

### 【支給対象者】

平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。ただし、次の方は支給対象外です。

- 課税されている方に生活の面倒を見てもらっている方（扶養親族など）
- 生活保護の受給者など

### 【支給額】

支給対象者1人につき1回のみで1万円が支給されます。

支給対象者で次に該当する方は、5千円を加算します。

- 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者
- 児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者

## 子育て世帯臨時特例給付金

### 【支給対象者】

基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者で、平成26年度の所得が児童手当の所得制限に満たない

方への支給を基本とします。

### 【支給額】

対象児童1人につき1万円（1回のみ）

※臨時福祉給付金の対象児童および生活保護の受給者となっている児童は対象になりません

## 給付金の申請方法など

（臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金 共通）

### 【申請手続き】

基準日（平成26年1月1日）時点で住民票がある市町村に申請してください。

※基準日に当市に住民票があり、支給対象者と思われる方には本市から申請書を送付します。申請書が届かなかった場合でもご自身が支給対象だと思われる場合はお問い合わせください

※児童手当の受給者が公務員の場合は、子育て世帯臨時特例給付金の申請書は、本市から送付されません

### 受付期間

7月10日（木）～10月10日（金）

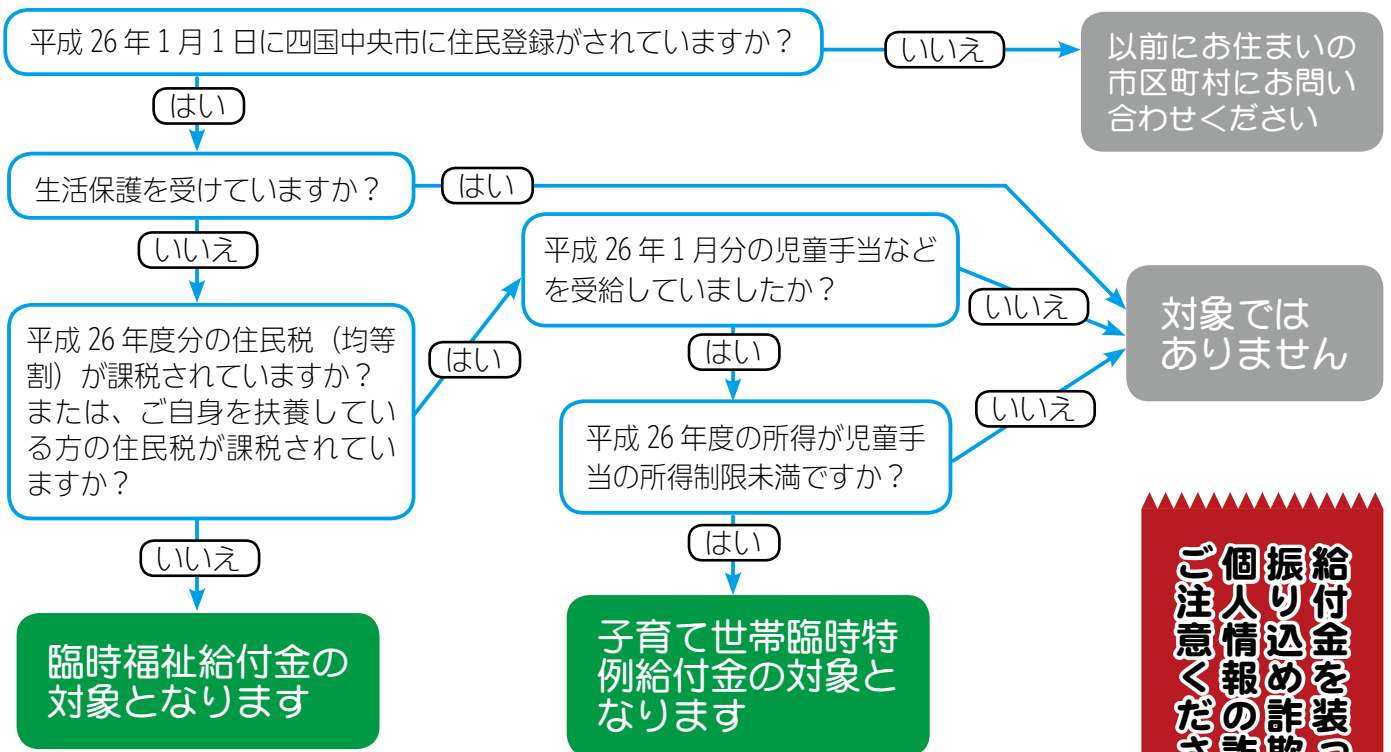
### 【支給方法】

口座振込、現金支給

【申請】臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金事務局（福祉会館3階）

28・6055

## 給付金支給対象者診断フローチャート



給付金を装った振り込め詐欺や個人情報詐取にご注意ください！

※このフローチャートは、給付金の支給対象者であるかどうかを判断するためのおおまかな目安を示しています。あくまでも一般的な場合を想定しているため、結果に当てはまらない場合もありますので、詳しくはお問い合わせください